

体育・スポーツ指導者講習会講師派遣事業実施要領

長野県体育センター

1 目的

豊かな生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもの体力・運動能力の向上、スポーツ参画人口の拡大を図るためには、学校体育・運動部活動の充実と地域スポーツ環境の充実が求められています。特に、体育授業の充実・改善、地域スポーツ指導者の資質の向上が不可欠です。

このため、教職員、スポーツ指導者の資質向上を目的とする教職員研修会及び地域のスポーツ指導者講習会に対して、長野県体育センターの専門主事を講師派遣します。

2 事業内容

次の掲げる教職員研修会、スポーツ指導者研修会の講師として、専門主事を派遣します。

(1) 学校等が行う体育指導力の向上を目的とする研修会

学校、校長会、教育会、教職員組合等が主催する講習会

(2) 地域のスポーツ指導者講習会

市町村教育委員会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体等が主催する講習会

3 派遣費用

専門主事の派遣に要する経費（旅費等）は、県が負担します。

4 派遣申請について

講師派遣を希望する団体は、「【様式1】体育・スポーツ指導者用 専門主事派遣申請書」を体育センターあてに提出してください。

5 派遣決定について

体育センター所長は、専門主事の派遣について、講師派遣の可否について検討し、派遣が適切と認める場合に、派遣申請団体に対して、派遣決定通知を送付します。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。